

2023年3月7日

「2023年度（令和5年度）食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会
常務理事 二村 睦子

食品安全行政を推進する貴委員会の取り組みに敬意を表します。食品の安全は、消費者・組合員の安全・安心なくらしの基礎となるものであり、リスクアナリシスをさらに機能させていくことが重要です。消費者が、科学的知見に基づいた情報を受け取り、それらを理解し、自らの選択や判断に活かすことも非常に重要です。そのため、食品安全委員会の行う食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションは極めて重要な役割を果たしています。

当会はこれまでの取り組みを評価しつつ、今後のさらなる発展を期待します。以上を踏まえ、「2023年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見を述べます。

記

1. 評価ガイドラインの見直しを着実に進めてください。2023年度予定している遺伝子組換え食品等の調査審議を引き続き実施してください。また、整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドライン等の策定等】に関して

リスク評価実施にあたり、評価ガイドラインは重要です。当会は運営計画の「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」の改正に向けた調査審議および改正後の評価を行うための「技術的文書」の検討について前向きに評価します。世界の遺伝子組換え農作物の栽培面積は、年々増加しており、消費者は関心を持っています。消費者の安全・安心な食生活を守るため、引き続き進めてください。

2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 3 「自ら評価」を行う案件の推進】に関して

食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関

して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。

2021年度から開始された農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議してください。

食品添加物の基準や規格を定める役割は厚生労働省ですが、厚生労働省と協議して対応を検討することは可能だと考えます。積極的な取り組みを要望します。

3. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。特に、いわゆる「健康食品」についての消費者のリテラシー向上のための取り組みや、近年、不安の声が上がり始めている、新規食品（培養肉等）についての情報提供をお願いします。

【第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 1 様々な手段を通じた情報の発信】に関して

2023年度運営計画（案）では、ホームページやSNSを含めた情報発信・リスクコミュニケーションについて、「対象者に応じた媒体・機会を活用する」といった文言に修正されるなど、引き続きリスクコミュニケーションにおけるデジタル化が進んでいます。一方で、食品安全は幅広い年代層の消費者が関係するものです。デジタルを活用していない消費者とも引き続きリスクコミュニケーションが図れるよう、従来の情報源も踏まえて選択肢を増やすよう一層の努力を求めます。

また、いわゆる「健康食品」について、十分な理解をしないままに摂取することによるリスク等についての理解を広げることが求められています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、幅広い世代が気軽に摂取している一方で、その正しい使い方やリスクについて学ぶ機会が少なく、健康被害が発生しています。一つでも多くの健康被害を減らすため、貴委員会の公式ホームページやSNS等も活用し、分かりやすく丁寧なリスクコミュニケーションを行ってください。

特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度の向上に努めてください。また、必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。

さらに、現在国民の代替たんぱく質（培養肉等）への関心が高まってきていま

す。貴委員会では、情報収集や調査事業を行っているとは承知しております。リスク評価機関として、食品の安全確保のため、国際機関や諸外国のリスク評価の手法や動向についても調査を進め、その結果を消費者や事業者に分かりやすく情報提供してください。

以上